

7 大津市廃棄物等処理対策本部設置規則

昭和 55 年 10 月 1 日

規則第 44 号

(設置)

第 1 条 市内の家庭、事業所等から排出される廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)及び土砂等(大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 17 年条例第 90 号)第 2 条第 2 号に規定する土砂等をいう。)の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、本市に大津市廃棄物処理対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (2) 大津市総合計画基本構想等関係する諸計画との調整に関すること。
- (3) 市民及び事業者に対する廃棄物の処理に係る啓発のうち重要な事項に関すること。
- (4) 廃棄物及び土砂等の処理に係る行政処分のうち重要な事項に関すること。
- (5) 廃棄物及び土砂等の不適正処理の是正に関する調査及び実施計画に関すること。
- (6) 廃棄物及び土砂等の不適正処理の防止に関すること。
- (7) その他廃棄物及び土砂等の適正処理の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 代表幹事
- (5) 幹事

2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

5 代表幹事は、環境部政策監の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

(職務)

第 4 条 本部長は、市長の命を受け、本部の事務を総括し、部下を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

4 代表幹事は、次項に規定する幹事の事務を総括する。

5 幹事は、調査、研究その他本部の所掌事務を処理するために必要な事務を担当する。

(専門部)

第5条 必要に応じ、本部に専門部を設置することができる。

2 専門部に属する委員は、本部長が指名する。

3 専門部に専門部長を置き、専門部委員の互選によって定める。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部員会議、幹事会議及び専門部会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部の所掌事務について審議する。

3 本部員会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

4 幹事会議は、代表幹事及び幹事で構成し、本部の所掌事務を推進するため必要な事項で本部長が必要と認めるものについて審議する。

5 幹事会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

6 専門部会議は、専門部長が招集し、専門部長がその議長となる。

(関係者の出席)

第7条 本部長、代表幹事又は専門部長は、必要があると認めるときは、本部員会議、幹事会議又は専門部会議本部又は専門部の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

(職員)

第9条 事務局に局長を置き、環境部不法投棄対策課長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第10条 事務局の庶務は、環境部不法投棄対策課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

別表第1 (第3条関係)

部局	本部員	幹事
政策調整部	政策調整部長	企画調整課長
総務部	総務部長	総務課長
		総合防災課長
		財政課長
		管財課長
市民部	市民部長	自治振興課長
福祉子ども部	福祉子ども部長	福祉政策課長
健康保険部	健康保険部長	健康長寿課長
		保健所保健総務課長
産業観光部	産業観光部長	産業政策課長
		農林水産課長
		田園づくり振興課長
環境部	環境部長	環境政策課長
		廃棄物減量推進課長
		産業廃棄物対策課長
都市計画部	都市計画部長	都市計画課長
		公園緑地課長
		住宅課長
		開発調整課長
		建築指導課長
建設部	建設部長	交通・建設監理課長
		路政課長
		道路管理課長
		河川課長

別表第2 (第3条関係)

部局	本部員	幹事
企業局	企業局長	企業総務課長
消防局	消防局長	消防総務課長
		予防課長
教育委員会事務局	教育部長	教育総務課長
		文化財保護課長
農業委員会事務局	事務局長	事務局次長